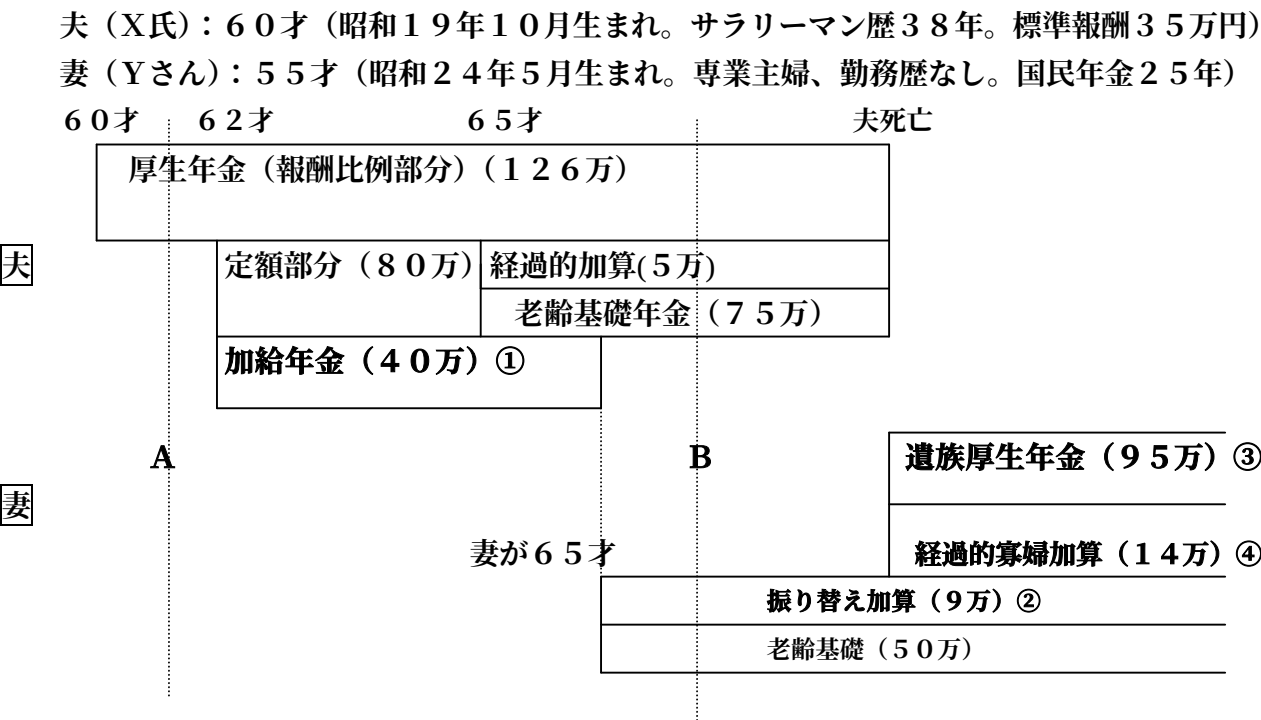


早や晩秋の候となりました。ご健勝のこととおもいます。
年金制度の改正が確定しましたので、今回は以前に説明をしていなかった点についてお話ししたいとおもいます。

1. 熟年離婚と年金

年金の受給権は本人のみに帰属する、いわゆる一身専属型で、そのため離婚をすると妻は相当不利な状況下に置かれ、経済的弱者に追いやられるケースも多くみられました。今回ある程度これが救済されます。つぎの例をみてみます。



Aの時点で離婚すると①～④が支給されません。
そうすると妻は65才まで年金なし、65才からわずか年額50万しか受け取れません。

Bの時点で離婚すると③、④が支給なしとなり、妻は65才から「振り替え加算＋本人の老齢基礎年金」の計59万です。

いずれもこれでは相当の慰謝料をもらっておかないと生活できません。
そこで今回の改正点ですが

- 「夫の厚生年金の（最大）半分を妻が受給することができる」
- 条件：① 分割につき離婚時に夫と妻で合意する、あるいは裁判所の決定による。
② 厚生年金の分割対象は保険の納付期間のうち婚姻期間に対応する部分のみ。

では事例でみてみましょう。

例１：勤務歴のない専業主婦の場合

前頁の例でX Y夫婦がBの時点で離婚し、その際両者が厚生年金（報酬比例部分）の半分の分割に合意したとします。

夫の厚生年金は126万ですが、サラリーマンになってからの保険料納付期間のうち、独身時代の納付が数年有りその内訳がつぎのとおりであったとします。

126万

26万・・・独身期間の保険料対応部分
100万・・・結婚後の保険料対応部分

この場合下図のとおり、結婚後対応部分の100万の1/2の50万が妻へ支給されることとなります（厚生年金部分のみ示します）。

		離婚
夫	独身時代の分	26万
		50万
	結婚後の分	
		50万
		↓
妻	50万＝分割分	

妻（元妻）は分割分50万＋振替加算9万＋老齢基礎50万＝合計109万円となります（元夫は残りの76万＋老齢基礎＋経過的加算）。

例２：勤務歴のある主婦の場合

妻が結婚後も一定期間共働きをしていて、妻の分の厚生年金が25万あり、そのうち独身期間納付の対応部分が5万であったとします。

夫	独身対応部分	26万
	結婚後期間	60万
	対応部分	
	100万	40万
		↓
		40万＝分割分
妻	結婚後対応部分	20万
	独身対応部分	5万

この場合、婚姻期間対応部分の夫と妻の合計額を（最大）半々に分割できます。

$$(100+20) \div 2 = 60 \text{ 万}$$

双方が60万になるよう多い方から少ない方へ譲ることになります。

つまり考え方としては

「婚姻期間中の厚生年金保険料の支払い（給与から天引き）は、夫だけ（妻だけ）が支払おうが、双方が払おうが夫婦で半分ずつ払っていたとみなしてよい」ということです。

（注1） 現行制度でも離婚協議において、「離婚後も夫が年金の半分以上を妻に毎月振り込む」と合意すれば同じことではないか、と思うかも知れませんが違います。そうした合意では、夫が死亡するとそもそも夫に年金が出ませんから妻にもいきません。今回の改正では、厚生年金保険料の納付自体が共同であったという考え方なので、1／2の受給権は妻に帰属し、夫が死亡しようが、本人が再婚しようが生涯国から直接支払われます。また離婚が妻本人の受給開始以前であっても分割合意をしておけば受給年齢になった時点で支給されます。

（注2） 以上は2007年4月から実施ですが、さらに2008年4月からは専業主婦を対象に、夫の納めた保険料は自動的に妻が半分納めたことになり、合意等がなくても妻に受給権が発生するようになります。ただし実施時、即ち、2008年4月以降の支払い保険料についてのみ「妻が半分」みなしであって、それ以前の分には波及しません（合意が必要ということです）。

2. 遺族年金の改正

まず夫に先立たれた妻には現行では基本的につぎの遺族年金がでます。

① 遺族基礎年金

「18才未満の子」のある妻（未亡人）に限る

定額で年額 794,500 円 + 228,600 円 = 1,023,100 円

（子ひとり分、子ふたりだと更に228,600円）

② 遺族厚生年金（死亡した夫がサラリーマン）（子の有無にかかわらず）

夫の厚生年金（報酬比例部分）の3／4

ただし夫が若くして死亡した場合、加入期間もわずかでそのまま計算すると金額が雀の涙ほどになってしまうので、その場合は勤続25年みなし（300月）として算出します。

（注）遺族年金は再婚すると支給されなくなります。

今回、妻の受給条件が一部改正されました（2007年4月からです）。

改正を含む遺族年金はおおむね次のようになります。

65 才

18 未満の子
のある場合

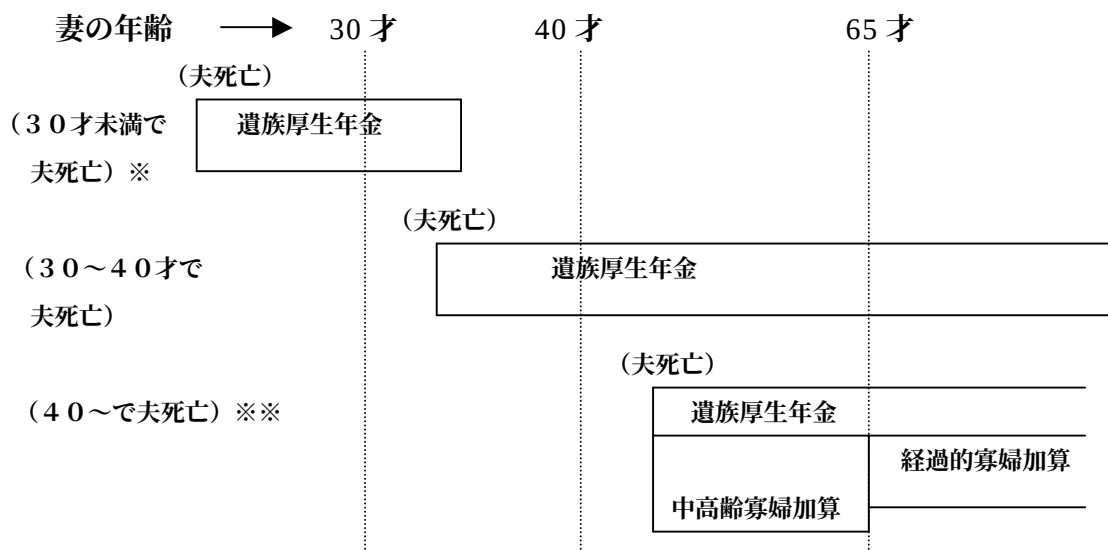
遺族厚生年金（報酬比例部分の 75%）		
遺族基礎年金 (102 万)	中高齢寡婦加算(60 万)	経過的寡婦加算※ (老齢基礎)

(子が 18 才)

※ 経過的寡婦加算は生年月日により異なります。

(例えば昭和 21 年生まれで、年 20 万程度です)。

18 未満の
子のない場合



いずれも 65 才からは老齢基礎年金が加算されます

今回の改正点 ※と※※が改正されます。

※ 30 才未満で夫が死亡した場合遺族厚生年金は 5 年で支給打ち切りになります(現行は生涯支給)。

※※ 中高齢寡婦加算の対象は夫死亡時「妻 35 才～」が「妻 40 才～」になります。

以上、第 1 項の年金分割に関しては女性に有利に、第 2 項の遺族年金では女性に不利になる改定です。そもそも年金は保守的な考え方即ち、「男性は外で働くもの、女性は夫に養われ家事にいそしむもの」といった概念が通奏低音のように流れていて、男女を平等には扱わない仕組みが多いのですが、今回若干、時代の潮流に沿った改定がなされたということでしょう。

NPO「全国資産に関する相談センター」会員

CFP・1 級ファイナンシャルプランニング技能士

清水 憲一 (メール: ken-shimizu@kjps.net)

